

会計年度児童福祉施設保育士等

業務補助員募集要項

令和 8 年 7 月
名古屋市あけぼの学園

この募集要項を
ご覧になる方へ

会計年度児童福祉施設保育士等業務補助員募集は**年齢不問**です。
意欲のある、多くの方の受験をお待ちしています。

1 選考区分・採用予定人員・主な職務内容等

選考区分	採用予定人数	主な職務内容等
会計年度児童福祉施設 保育士等業務補助員	若干名	あけぼの学園における入所児（者）の支援業務 学校の登校付き添い 園長が必要と定める業務

2 受験資格

記載されている要件を満たすことが必要です。

なお、次の事項に一つでも該当する方は応募資格がありません。

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

職種	資格
会計年度児童福祉施設 保育士等業務補助員	特になし

3 申込み

(1) 申込期間

後記、採用スケジュール日程の例を参照してください。

(2) 申込方法

電話で申し込み後、下記 4(1) の応募書類に必要事項を記入の上、あけぼの学園まで簡易書留で郵送もしくは持参してください。

※郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員応募」と朱書きし、申込期間内必着でお願いします。

※電話連絡と持参の場合は、申込期間内（閉庁日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで受け付けます。

【郵送宛先】 〒468-0001 名古屋市天白区植田山二丁目 101 番地
名古屋市あけぼの学園

4 応募書類

(1) 履歴書（申込書）

※3 ヶ月以内に撮影した写真を貼付してください。

写真裏面に必ず氏名を記載してください。

(2) 誓約書

(3) 小論文(選考試験日当日に持参・提出してください)

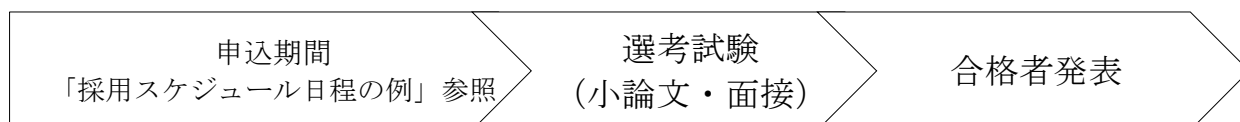
「あけぼの学園での入所児者の支援において私の果たすべき役割」

800 文字程度、A4 縦長横書き、「希望する職種」及び「氏名（自筆）」を明記してください。「氏名（自筆）」以外は自筆、パソコン等を問いません。

※応募書類に不備がある場合は受付けません。また、一度提出された書類は返却いたしません。

5 選考の日程等

(1) 選考の流れ



(2) 選考内容

選考	試験内容	配点
選考試験（小論文）	選考日に小論文を持参・提出していただき、審査します。	45 点満点
選考試験（面接）	面接を実施します。	105 点満点

※各選考において得点が一定水準に達しない場合は、総合得点に関らず不合格となります。

(3) 選考の会場及び試験日時

選考会場はあけぼの学園です。試験日は、後期、採用スケジュール日程の例を参照してください。時間は申込後にお知らせします。

(4) 選考結果の通知

選考結果については、郵送にて通知します。

(5) その他

電話等による可否に関する問い合わせには一切お答えしていません。

6 最終合格から採用まで

(1) 採用は令和 8 年 9 月 1 日以降を予定しております。（任用後 1 カ月間は条件付採用期間となります。）

(2) 任用期間は、採用日から令和 9 年 3 月 31 日までです。なお勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります。（最大 4 回まで）

(3) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。

(4) 合格者は成績順に採用候補者名簿に登載され、欠員の状況などに応じて逐次採用されます。なお、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。また、採用候補者名簿の有効期限は、最終合格発表の日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。

(5) ・本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

- ・ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職員の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・ このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

7 試験結果の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第 9 条の規定に基づき、口頭で提供を申し出ることができます。提供は閲覧により行います。

段階	開示内容	開示期間	開示方法
選考 不合格者	・ 総合順位 ・ 総合得点	各試験の結果発表日から その翌月同日まで （ただし、最終日が閉庁日の 場合は、次の開庁日まで） ・ 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00 （土・日・祝日を除く）	あけぼの学園において、必ず受験者本人が、運転免許証、旅券等の身分証明書（写真のあるもの）を提示して口頭で申し出てください。

※ 開示請求は受験者本人があけぼの学園（天白区植田山二丁目 101 番地）へ来庁してください。また、電話・郵便等による請求は受け付けません。

※ 必要提示書類に不足がある場合は提供できません。

8 勤務条件 【会計年度児童福祉施設保育士等業務補助員】

報酬	月額 172,191 円から 209,965 円（地域手当相当報酬を含む。）の範囲で、高等学校卒業後の年数に応じて決定 夜勤 1 回あたり夜勤手当を支給（休暇の場合は不支給）、通勤手当に相当する費用弁償、期末手当を支給 【月 8 回夜勤の場合の報酬の例（概算額、休暇の場合手当は不支給）】		
	高等学校新卒	高等学校卒業後 5 年	高等学校卒業後 7 年（上限）
	172,191 円 + 手当 15,000 円	199,110 円 + 手当 18,000 円	209,965 円 + 手当 19,000 円
	※令和 8 年 7 月 1 日現在の支給額です。 人事給与制度の改正により増減する場合があります。		
勤務時間	夜勤：16 時 45 分から翌 9 時 15 分まで（うち休憩時間 1 時間 30 分） ※業務等により勤務時間が増減する場合があります。		
休日	4 週間を通じて 12 日休（土・日の交代勤務あり）、勤務ローテーションにより定める		
休暇	年次休暇、忌引休暇及び介護休暇等		

社会保険
等

健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償あり

9 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

○採用スケジュール日程の例

採用予定年月日	募集期間	試験日	合格発表日
令和8年9月1日	令和8年7月14日から 令和8年7月28日まで	募集期間終了後 14日以内	試験日後 14日以内
令和8年10月1日	令和8年8月10日から 令和8年8月25日まで	募集期間終了後 14日以内	試験日後 14日以内
令和8年11月1日	令和8年9月4日から 令和8年9月18日まで	募集期間終了後 14日以内	試験日後 14日以内
令和8年12月1日	令和8年10月5日から 令和8年10月19日まで	募集期間終了後 14日以内	試験日後 14日以内
令和9年1月1日	令和8年11月9日から 令和8年11月24日まで	募集期間終了後 14日以内	試験日後 14日以内
令和9年2月1日	令和8年11月27日から 令和8年12月11日まで	募集期間終了後 14日以内	試験日後 21日以内

※なお、募集人員に達し次第募集は締め切ります。締め切り後は、選考を実施いたしませんので、ご了承ください。

締め切り後は、速やかに本募集要項の掲載は終了しますが、念のため募集の有無に関しては、本募集要項の連絡先までお問い合わせください。

〈問合せ先〉（土日祝日を除く午前9時～午後5時）

名古屋市あけぼの学園

会計年度任用職員採用担当

名古屋市天白区植田山二丁目 101 番地

Tel:052-781-0155 Fax:052-781-0269

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。